

後期高齢者医療について

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満の方も一定程度の障害がある方は、長野県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けると、認定を受けた日から後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度へ加入する方は、現在ご加入の健康保険から脱退することになり、被保険者ごとに保険料がかかりますので、よくご検討のうえ申請してください。

○ 対象者 65歳以上75歳未満の方で、次に該当する方

(1) 身体障害者手帳

- * 1級から3級までのいずれかに該当する方
- * 音声機能、言語機能障害の4級に該当する方
- * 4級の方で下肢障害の1号、3号または4号のいずれかに該当する方

(2) 療育手帳

- * 重度（A1、A2）に該当する方

(3) 精神障害者保健福祉手帳

- * 1級または2級に該当する方

※ 75歳以上の方は、全ての方が後期高齢者医療制度に加入となります。（手続きはありません。）

○ 必要書類 後期高齢者医療制度に加入を希望される方は、障害認定を受けるために次の書類が必要となります。

- * 障害認定申請書（保険課または支所・出張所にあります。）
- * 障害者手帳
- * 印鑑
- * 現在加入の被保険者証

○ 窓 □ 松本市役所 保険課 電話34-3216 fax39-2523
各支所・出張所